

「犯罪の起きにくい社会づくり」共同宣言

私たちは、国民が真に安全で安心して生活することのできる社会を実現するため、社会各分野における重層的な防犯ネットワークの整備や社会の規範意識の向上と絆の強化を図ることに合意し、協働して「犯罪の起きにくい社会づくり」のための取組みを推進することを、ここに宣言いたします。

1 犯罪を安易に見過ごさない取組みの推進

身の回りで、万引き、痴漢、薬物乱用、暴力行為等の犯罪や異変に気付いたときは、見て見ぬふりをすることなく、警察等関係機関に連絡します。

2 犯罪の被害防止のための取組みの推進

日常の活動において、犯罪に巻き込まれた人に対する避難場所の提供、市民への防犯に資する情報の提供、防犯に配慮した環境の整備等、犯罪の被害防止のための取組みを推進します。

3 少年や高齢者を見守る取組みの推進

社会から孤立して、少年が非行に走ったり、高齢者が犯罪の危険に晒されたりすることのないよう、地域社会全体で、少年や高齢者を見守る取組みを推進します。

4 防犯ボランティア活動への支援

幅広い国民各層による自発的な参加を促すなど、防犯ボランティア活動を支援します。

5 犯罪をしない、させない気運の醸成

各企業・団体等において、職員に対する教育・研修を徹底するなどにより、いかなる犯罪もしない、させない気運を醸成します。

平成22年11月30日

犯罪の起きにくい社会づくり官民合同会議参加団体